

## 資料4

## 第58回 旧R D最終処分場問題連絡協議会

対策工事の有効性の確認後の  
周辺環境モニタリング等について

令和8年（2026年）9月14日

1

## 1 今後の周辺環境モニタリング等の位置づけ

- 地下水からは旧R D最終処分場の浸透水の影響と思われる有害物質の環境基準超過等がみられる。
- 有害物調査検討委員会では、委員から土地管理者がきちんと管理していくことが重要と指摘されており、また県は土地所有者として責任をもって管理する方針を表明している。
- 第44回連絡協議会（R5.2.7開催）で産廃特措法事業の目標の達成状況を確認した際、地域住民から「残置廃棄物に起因する支障等が発生するおそれがあるため、今後もモニタリング等を継続すべき」との強い要望があった。
- 特定支障除去等事業完了報告書（R5.6.19環境大臣あて提出）では『モニタリングの規模は水質等の状況に応じて縮小を検討していく』こととしている。

- ・ 対策工事の有効性の確認後もモニタリングは継続する。
- ・ その位置づけは、旧R D最終処分場の土地の管理責任に基づき実施するものと整理することが適当。
- ➡ 具体的な内容については、現在の周辺環境モニタリング等をベースにしつつ、これまでのデータを踏まえて見直すことが適当。
- ・ 本事業の発生から対策、現在に至るまでの経緯を十分認識し、科学的知見に基づき住民の安全を確保し、もって安心して資する取組となるよう、引き続き情報公開をはじめ地域住民とリスクコミュニケーションを図りつつ実施する。

2

2 見直しの検討 ～①地下水等水質調査～

- これまでのモニタリングと同様、地下水環境基準の達成状況が継続していることを確認することを目的とし、土壌汚染対策法など他法令も参考しつつ、次のとおりモニタリングの見直しを図る。

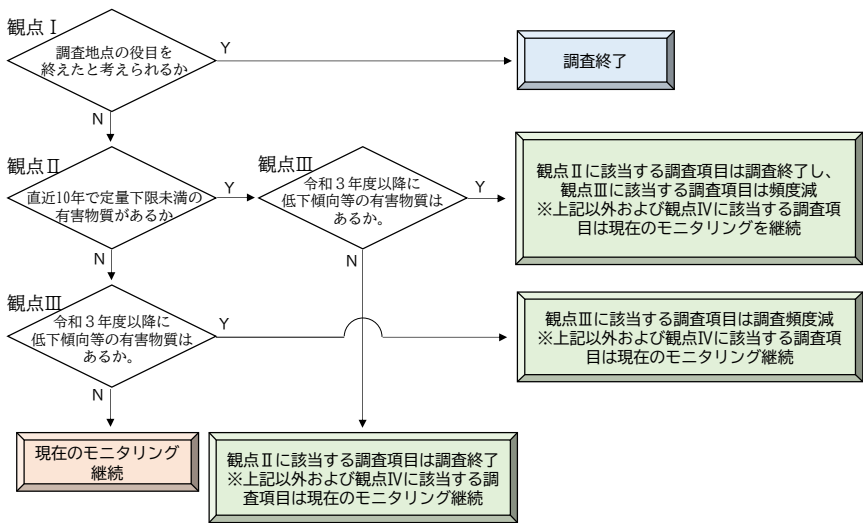
| 観点  |      | 見直しの考え方                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I   | 地点   | これまでに得られたデータや新たなモニタリングの位置づけを踏まえ、 <b>役目を終えたと考えられる地点は基本的に調査対象外</b> とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| II  | 調査項目 | <b>直近10年間</b> <sup>※1</sup> （平成28年度以降）で <b>定量下限値未満</b> <sup>※2</sup> （ <b>不検出</b> ）の有害物質の項目（親物質や分解生成物がある項目は、当該関係する項目のグループとして判断。地下水の還元状況の確認のために調査している硝酸性窒素等は除く。Ⅲにおいても同じ。）は <b>測定対象外</b> とする<br>※1 平成28年度以降に調査開始した地点は、調査開始以降。<br>※2 ダイオキシン類は、各異性体が定量下限値の場合に相当する毒性等量（採水量等により定量下限値が異なるため、各年度の一般的な定量下限値を元に計算される毒性等量の10年平均値0.22pg-TEQ/Lとする）を下回った場合に定量下限値未満と扱う。 |
| III | 頻度   | Ⅱには該当しないが、 <b>直近5年間</b> （対策工事が終了した令和3年度以降）で <b>基準以下で低下傾向あるいは十分低値</b> と考えられる水準で推移している有害物質の項目は、測定頻度を <b>年4回から年1回</b> に変更する。                                                                                                                                                                                                                                |
| IV  | その他  | 今後の評価や他の項目との比較のために調査する項目については、ⅡまたはⅢによらず調査を実施する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

- pH、BOD等については、引き続き有害物質の項目とあわせて測定する。  
例）ある地点の有害物質の項目の測定頻度が年1回 → pH、BOD等の調査も年1回

3

2 見直しの検討 ～①地下水等水質調査～

- 地下水等水質調査のモニタリングの見直しの**基本的な**判断フローは次のとおり。  
（Y：はい、N：いいえ）



4

(参考) 土壌汚染対策法に規定される地下水の測定頻度等

- 土壌汚染対策法に規定されている汚染の除去等の措置のうち、旧RD最終処分場で実施した措置に近いものとして、「掘削除去」および「原位置封じ込め」がある。
- どちらの措置も、措置を完了するために必要な地下水の測定頻度と結果は『**年4回以上**測定し、**目標地下水濃度（環境基準）を超えない状態が2年間継続**』である。

※ 特定支障除去等事業実施計画の目標達成の確認のためのモニタリングで達成済。

- このほか、  
『**地下水を5年以上、かつ直近2年間は年4回以上測定し、目標濃度を超えるおそれがない**』

場合は、掘削除去など汚染に対する直接の措置を実施することなく地下水調査を終了できるとされている（右図参照）。

- 見直しの観点Ⅱ（直近10年間で不検出の有害物質は調査終了）や観点Ⅲ（直近5年間で基準以下で低下傾向等の有害物質は調査頻度減）は、これらと比べて**十分厳しい水準で判断**するものとなっている。

| 5年以上測定を継続し、直近2年間に於いて年4回以上の測定結果における地下水濃度の変化傾向 |  | 措置の完了の可否 |
|----------------------------------------------|--|----------|
| ①                                            |  | できない     |
| ②                                            |  | できない     |
| ③                                            |  | できる      |
| ④                                            |  | できる      |

＜図出典＞  
土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン

5

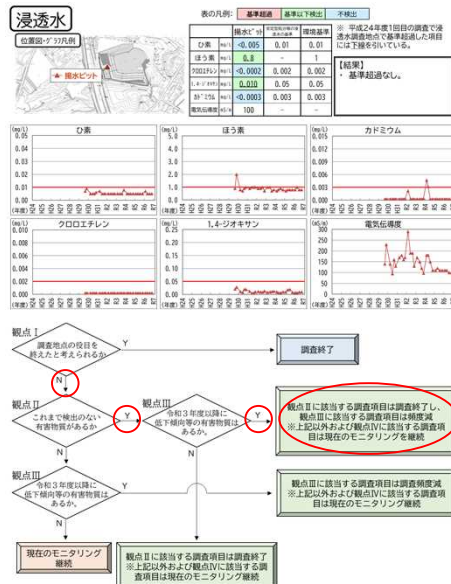
2 見直しの検討 ～①地下水等水質調査～

- 観点Ⅰに対する考え方は次のとおりである。
- ア **対策工事の有効性の確認のための地点**
  - ✓ 地下水の流向に対して旧処分場の直下の地点であり、旧処分場の土地の管理として下流側への影響がないことを確認するための地点としてふさわしいため、水が枯れて調査できない地点を除き**引き続き調査対象**とする。
- イ 地下水の流向に対して**上流側**の地点（アを除く）
  - ✓ 長年の調査でバックグラウンドとしての状況は把握できていることから**基本的に調査終了**とする。
  - ✓ **ただし、降雨等による地下水環境の変動等の状況を一定把握するため、観点Ⅳに準じて最上流（H24-7）で年1回調査を実施する。**
- ウ **アよりさらに下流側**の地点
  - ✓ 現在、地下水環境基準の超過は見られず、かつ旧処分場から離れており、旧処分場の土地の管理のための調査はアの地点で実施できることから、**基本的に調査終了**とする。
  - ✓ **ただし、最下流のK-1については、対策前に流出したと考えられるほう素等の推移を一定確認するために令和12年度頃まで調査を実施する。**
- エ 旧処分場内（浸透水、洪水調整池）
  - ✓ 旧処分場からの排水管理の一環として、**引き続き調査**する。
- オ 経堂池
  - ✓ 旧処分場からの排水はエにより把握・管理できるため、**調査終了**とする。

6

## 2 見直しの検討 ～①地下水等水質調査～

### ■ 見直しの具体例【浸透水】

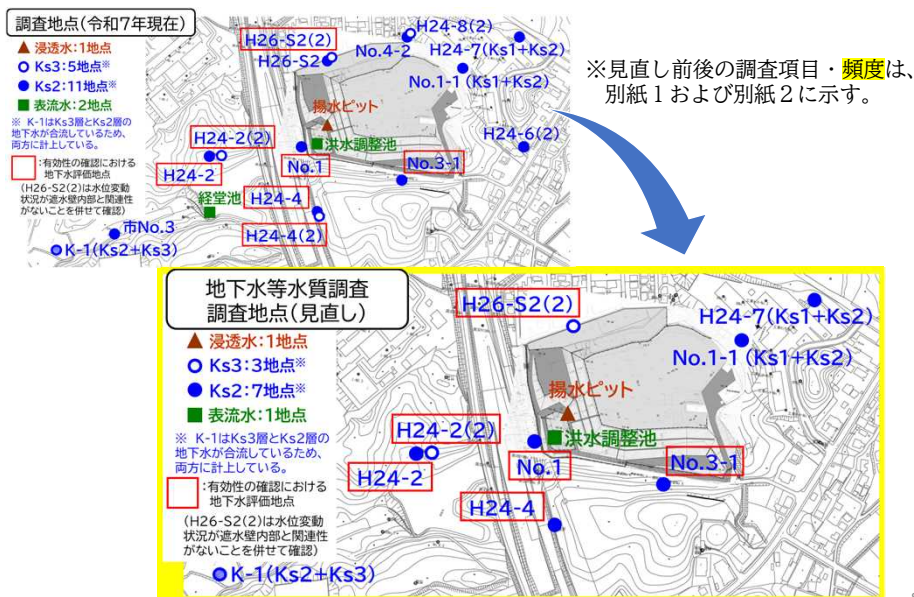


- ・下水道へ放流する水の原水であること、安定化のプロセスの確認に必要であることから、調査を継続する。
- ・ベンゼン、PCB等は調査開始以降、不検出である。
  - 観点Ⅱにより調査対象外
- ・テトラクロロエチレンが平成30年に基準以下で検出されているが、それ以降は検出されていない。テトラクロロエチレンの分解生成物はこれまでに不検出である。
  - 観点Ⅲにより頻度減（年4回→年1回）
- ※ テトラクロロエチレンの分解生成物であるトリクロロエチレン等も含めたグループで調査頻度を判断

—

2 見直しの内容 ～①地下水等水質調査～

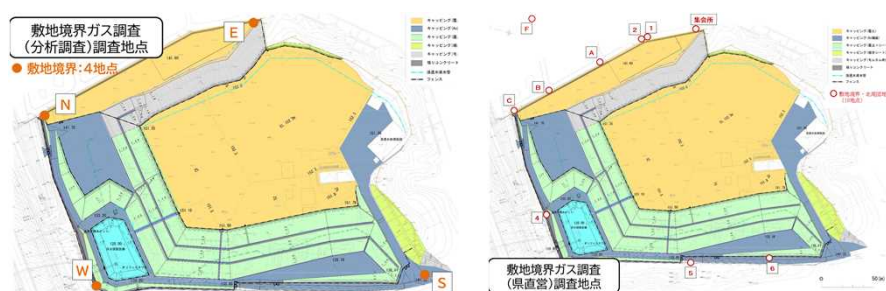
■ 見直しの検討による調査地点の変更は次のとおり。



3

## 2 見直しの内容 ～②敷地境界ガス調査～

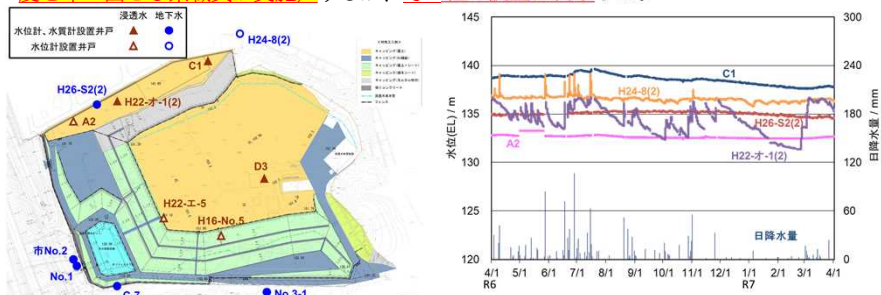
- 年4回の分析調査では、これまで硫化水素（基準0.02ppm）はすべて定量下限値未満（<0.002ppm）である。
- 県職員による敷地境界付近および北尾団地広場の調査（原則週1回、ガス検知器を使用）では、対策工事中も含め、硫化水素は検出されていない。
- 硫化水素を含むガスについては、浸透水を流動させることで発生が抑制され、かつ覆土および整形法面の安定勾配の形状を維持することで地表部への拡散が防止されている状態が継続している。
- ガスの発生および拡散防止にかかる対策が適切に維持された最終的な結果を確認するため県職員による敷地境界ガス調査は継続するが、これまで敷地境界でガスは検出されていないことを踏まえ、その頻度については年4回とする。



9

## 2 見直しの内容 ～③浸透水等水位調査～

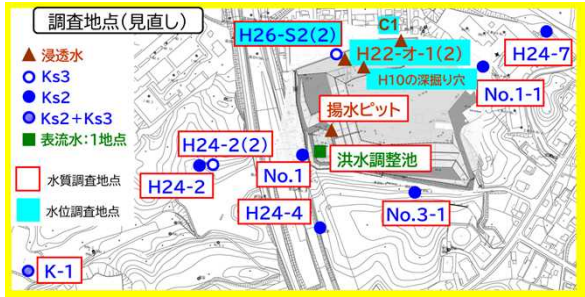
- これまで、降雨や時季による水位変動の傾向等とともに、浸透水の流動性が改善された状態が継続していることを確認している。
- 遮水壁外のH26-S2(2)および遮水壁内のH22-オ-1(2)の水位に関連性は認められず、遮水壁は有効に機能していると考えられる。
- 地下水等水質調査の補完という役割については、水質計のセンサーや基盤の不具合による測定値の異常等が年に数回程度生じるほか、水質計の測定値が現地での測定（手測り）や公定法による分析値と整合しないことがあり、本調査結果を補完的に利用することは現実には困難。
- 遮水壁の機能は引き続き維持されることが必要であり、土地の管理の一環としてその状況を確認するためH26-S2(2)およびH22-オ-1(2)の水位測定を、過去の深掘り穴の状況を確認するためC1およびH10年の深掘り穴の水位測定を実施（H10年の深掘り穴については調査頻度を年4回とし県職員が実施）するが、その他の調査は終了する。



10

3 まとめ

■ 各調査の見直し検討後の調査概要は次のとおり。



■ 上記地点において調査する **主な** 趣旨・目的は

- ・排水管理（揚水＝浸透水、洪水調整池＝雨水の水質調査）
- ・遮水壁の機能管理ピット、**深掘り地点の確認**（水位調査）
- ・地下水汚染管理（下流側を中心とする井戸の地下水調査）

} 場内管理  
} 場外確認

であり、対策工事の有効性の確認後の旧RD最終処分場の土地の状況および当該土地に起因する影響や**対策前に漏出した有害物質の状況**を効果的に調査・把握できると考えられることから、**土地の管理責任を果たすための調査として適当**と考える。

なお、モニタリング内容は、平時のものであり、地震等が発生したときには現場確認を行い、ガスや地下水等について必要な調査を行うとの県の立場は変わらない。